

令和6年8月16日

担 当 課	建設企画課
内 線 電 話	5444
直 通 電 話	(095)894-3021
担 当 者	入江・久留須

令和6年度 第3回長崎県公共事業評価監視委員会の開催について

長崎県政策評価条例に基づき、再評価及び事後評価の対応方針（案）について諮問するため、下記のとおり長崎県公共事業評価監視委員会を開催します。
なお、会議は公開といたします。

記

- 1 開催日時 令和6年8月21日（水）
現地調査 14時00分～
詳細審議 15時00分～
- 2 現地調査行程
（予定時間）
 - ・14:00～14:30 立山地区住宅市街地総合整備事業
※天候や道路交通状況により、予定時刻が前後する場合があります。
（場所）
 - ・現地調査箇所及び集合場所図のとおりです。
- 3 詳細審議
 - ・県庁行政棟 3階 307会議室
（長崎市尾上町3-1）
- 4 議 題 詳細審議対象事業（再評価）の説明及び審議
- 5 傍聴定員 10名
- 6 現地調査取材
 - ・現地調査の取材に参加を希望される報道機関の方は、8月20日（火）10時までに、以下のとおりメールにて取材登録をお願いします。

件名：【取材希望】長崎県公共事業評価監視委員会現地調査

本文：代表者氏名（ふりがな）、所属、連絡先（住所、携帯電話番号、メールアドレス）、
参加人数

送付先：s08080@pref.nagasaki.lg.jp

- ・それぞれの現地調査開始時刻までに集合場所へお集まりください。

- 取材は職員の指示に従ってください。
また、取材者証（腕章）の着用をお願いします。
 - 天候等により急遽中止となる場合があります。その場合は、21日（水）11時までにご登録いただいたメールアドレス宛に中止の旨をご連絡いたします。
 - 感染症予防対策にご協力をお願いいたします。また、風邪のような症状がある場合には、ご自身の体調を優先し参加を控えていただきますようお願いいたします。
- ※参加多数の場合は、視察場所の都合により1社あたりの参加人数を調整させていただく場合があります。その際は改めてご連絡します。

7 詳細審議取材

- 会議は公開としておりますので、取材可能です。
（取材者把握のため、受付名簿に所属・氏名等の記入をお願いします。）
- 会議結果は、後日、議事録等を作成し公表します。

○ 添付資料

- 傍聴を希望される皆様へのお願い
- 令和6年度 現地調査対象事業一覧表、詳細審議対象事業一覧表
- 令和6年度 再評価対象事業位置図
- 現地調査箇所及び集合場所図

◎ 事業の問い合わせ先

土木部

住宅課 野口、牧田 （内線 3104）

傍聴を希望される皆様へのお願い

「長崎県公共事業評価監視委員会」の開催にあたり、会議は公開で行いますが、円滑な進行のために、傍聴に当たっては下記事項についてご協力をお願いします。

○ 感染症対策について

1. 発熱や風邪の症状がある場合は来場を控えて下さい。
2. 手指消毒にご協力下さい。

○ 傍聴の手続き

1. 傍聴を希望される方は、受付にて氏名・住所を記入の上、整理券をお受け取り下さい。
 - ・受付時間：令和6年8月21日（水）14：30～14：50
 - ・受付場所：県庁行政棟 3階 307会議室
2. 傍聴定員は10名とします。傍聴希望者が定員10名を超えた場合には、抽選を実施いたしますので、14時50分までに受付前に必ずお集まり下さい。
3. 傍聴希望者が定員を超え抽選となった場合、傍聴の権利を有償・無償にかかわらず譲渡することはできません。
4. 会場への入場は、係員の指示に従って下さい。
5. 会場内では「傍聴者席」に御着席下さい。

○ 傍聴に関する注意事項

傍聴される方は、以下の事項をお守り下さい。

1. 傍聴名札を配布しますので、会場では常に携帯し、傍聴終了後は受付に返却して下さい。
2. 委員会開催中は指定した傍聴者席以外での傍聴は禁止します。
3. 撮影、録画、録音は禁止します。
4. 傍聴される方の発言、委員の発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等は禁止します。
5. 会場となる施設内でのプラカードやのぼり等を掲げる行為、ピウ等の配布、放歌、高唱し、若しくはねり歩く等の行為は禁止します。
6. 委員会開催中はみだりに傍聴者席を離れないで下さい。
7. 会場となる施設内の所定の場所以外に許可なく出入りすることは禁止します。
8. 委員会開催中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにし、使用は禁止します。
9. その他、委員会の進行を妨害したり、会場の秩序を乱したりする行為は禁止します。

○ その他

1. 傍聴される方は、前述の注意事項の他、係員の指示に従って下さい。
2. 以上のことをお守りいただけない方は、退場を命じる場合があります。
3. 退場の指示に従わない場合やその他円滑な議事運営に支障が生じる場合には、「附属機関等の設置及び運営に関する要綱」第6条の規定により非公開で審議を行うことがあります。

令和6年度 第3回 長崎県公共事業評価監視委員会

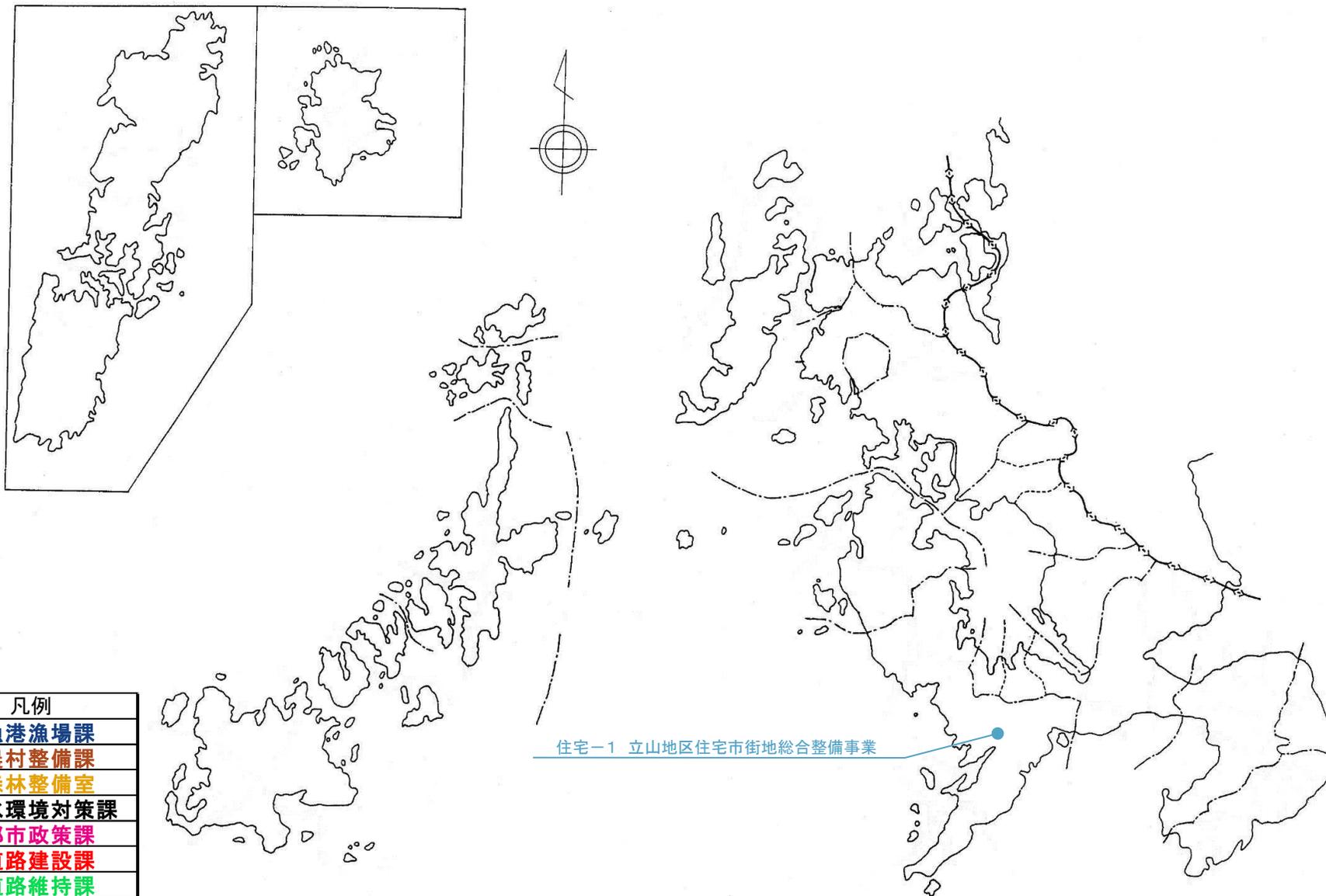
現地調査対象事業一覧表

部局	審議区分	整理番号	事業名	施設名	事業主体	事業箇所
土木部	再評価	住宅-1	住宅市街地総合整備事業	立山地区	市	長崎市

詳細審議対象事業一覧表

部局	審議方法	整理番号	事業名	施設名	事業主体	事業箇所
土木部	個別	住宅-1	住宅市街地総合整備事業	立山地区	市	長崎市

令和6年度 再評価対象事業位置図(第3回委員会審議対象)



凡例	
●	漁港漁場課
●	農村整備課
●	森林整備室
●	水環境対策課
●	都市政策課
●	道路建設課
●	道路維持課
●	港湾課
●	河川課
●	砂防課
●	住宅課

令和6年度 第3回長崎県公共事業評価監視委員会 現地調査箇所及び集合場所図



現地調査箇所(予定時間)

・14:00～14:30 ①立山地区住宅市街地総合整備事業
※天候や道路交通状況により、予定時刻が前後する場合があります。

詳細審議会場

・15:00～ 県庁行政棟 3階 307会議室(長崎市尾上町3-1)